

静岡県

労働研究所

会報

〒422-8062 静岡市稲川 2-1-33

清水起業ビル3階 静岡県評内

静岡県労働研究所

Tel.054-287-1293 Fax054-286-7973

E-mail.kenpyo@mail.wbs.ne.jp

http://shizuokaroken.cool.ne.jp/

研究テーマも拡がり、これからは楽しみです

ライフスタイルの選択に中立な社会制度

賃金の個人単位化

発表者 中澤 秀一(中大兼任講師)

特別研究員

7月16日

(金)

今回は、参加者の中に静岡大学生が加わり、新鮮な研究会となったように思われます。この学生さんが中澤特別研究員の発表を、まとめ「ており、初めての参加でありながら、上手く要点を掴み整理してあります。

賃金の個人単位化のまとめ

今回の中澤報告は、賃金システムにおける「個人単位化」への動きを取り上げた。

最初に松下電器産業、三菱電機、NECの3社において進行している「個人単位化」の現状に迫った。松下電器は配偶者手当を廃止し子供の育英手当を新設、現在配偶者と子供(人数は無関係)がいる場合は、27,000円を支払っているが、配偶者分はゼロとし子供1人につき8,000円を支給する制度へ移行しようとしている。三菱電機も配偶者手当を20,000円から9,000円に減額し、子供の人数に応じて段階的に決められていた支給額を子供一律14,000円に固定するように改め、NECについても配偶者手当は最終的には廃止し、代わりに子供手当を増額する予定である。

次に、「個人単位化」が推進される理由は何であるのか述べられた。

第1に、男女平等要求運動の広がりがある。これは、「世帯単位」の考え方や慣行・制度が性別役割や賃金の

男女格差を再生産しているとし、現行の制度を「個人単位化」への改正することを要求するものである。

第2に、財界・政府の新戦略がある。終身雇用や年功賃金などの従来の日本的雇用慣行を見直して、成果主義による賃金や昇進管理の「個人単位化」を一層徹底しようとする財界の動きと、これと一体化した形で大企業本位の「規制緩和」や労働法制の改悪、加えて少子・高齢化の進行による税金や社会保障財源の逼迫に対して、単に「支え手」を増やすことを企画した税制・社会保障構造改革等に代表される政府の動きが上げられた。

ここで注意しなくてはならないのは、この二つが目指す「個人単位化」の目的が全く異なるということだ。前者を自立可能な「個人単位化」、後者を市場原理主義的「個人単位化」と呼ぶこととする。

市場原理主義的「個人単位化」は、差別的労働市場を前提として自立できない非正規労働者を増加させ、低賃金層を拡大させる。また、「外部労働市場」(注:1)のみならず「内部労働市場」(注:2)にまでおよぶとされる。

最後に今後の課題について言及した。労働運動は非正規雇用の均等待遇に取組んでいかななくてはならない。この格差は重大なものであり、早急な解決が望まれる。正社員のあり方自体の変革、また「パート」・「派遣」であっても子供を扶養することが可能である賃金を保障する必要があるということを主張し、報告は終了した。(静岡大学生のまとめ原稿より)

(注:1)「外部労働市場」とは、(注:2)ではパート・臨時・派遣・請負・契約社員等、非正規労働者を市場原理

↳のなかで呼んでいる。
(注)「内部労働市場」とは、全ての正規労働者としてここでは呼んでいる。

【質問の中で】

テーマの「ライフスタイルの選択に中立な…」とは、どう捉えたら良いのか、また、どう理解したら良いかの質問あり。

第1に、全労連の提起した素案の中では、共働きが片働きの世帯を上回り男女のライフスタイルの変化、国内外の男女平等要求の高まり、女性たちの自立志向を強め、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護と家計補助的短期就労」という従来の役割分担意識、慣行、諸制度への批判、制度改正への検討を求める声が高まっている。

第2に、全ての人間の「個」の尊重、一個人の人格としての尊厳と自由の保障は、世界人権宣言や日本国憲法も示す現代社会の規範であり、人類社会が目指すべき当然の発展方向である。

そして、スエーデンの経験が示すように、「個人の多様なライフスタイルの自由な選択」を可能にするには、どのようなライフスタイルを選択してもそれによって不利益を被ることなく、誰もが生涯に渡って自立した「個」として生きることができる保障、そのための社会的な仕組みと手立てが必要となる。(02年10月全労連の討議資料より)

研究報告の提言として

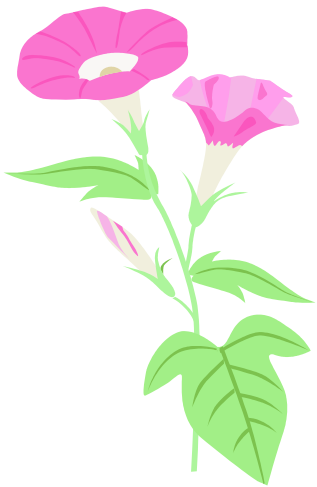
ライフスタイルとの関連で①雇用は原則

↳的に期限付きではない雇用にする(有期雇用は例外にする)②正規雇用と非正規雇用を平等に扱う(「均衡処遇」でなく、「均等待遇」にする。この二つの提言は、これからの労働運動に強く求められるものであると結んでいます。
(文責 片桐)

第2期第1年次総会と

研究発表会・シンポジウム(7月31日土)
第1年次の中間総会は、理事、所員、会員(団体・個人)など30数名の参加で開催されました。

大橋理事長は、設立時の気概を持つことの大事を強調され、更に独立に向けての研究活動と連続講座の取組みについて述べられました。来賓の、県評議長石田義明氏が「静岡労研」への期待の挨拶をいただきました。議案に関しては、片桐事務局長の前年度の事業報告など、布川所長の次年度の事業活動指針などを採択し無事中間総会を終えました。



”午後の部”

研究発表とシンポジウム(p.12:40)

研究発表は、多田、神田、永桶各所員と種本理事の発表は、現状に即した課題で持ち時間の15分は短かったと感じました。

シンポでは、「グローバル化と社会的公正」のテーマから、現場からの報告(ネッスル日本労組)「多国籍企業の実態」を受け、布川所長のテーマの説明から、パネラーの安藤助静大教授、朴静大助教授、田島静大教授、布川静大教授の順で各テーマに沿って報告をしました。特にシンポについては、秋から開催される「連続講座」の前段階であり時間的な不十分さはありました。

☆事務局より:当日の所員、理事の発表やシンポの詳細は、「所報 No. 10」にて掲載します。

【今後の日程表】

- ◆ 8月20日(金) 18:30 ~ 第11回定例研究会 会場:静岡労政会館5F第1会議室
- ◆ 9月17日(金) 18:30 ~ 第12回定例研究会 会場:静岡労政会館5F第1会議室
- ◆ 9月22日(木) 18:30 ~ 第30回所員会議 会場:静岡県評
- ◆ 10月13日(水) 18:30 ~ 第15回知事会 会場:静岡労政会館5F第1会議室
- ◆ 10月21日(木) 18:00 ~ 沼津講座「グローバル化と企業の社会的責任」講師:朴根好(パク クンホ) 静大助教授 会場:沼津労政会館 第1会議室